

下関市民センター 会館使用料

(単位:円)

種別	使用区分	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
		正午まで	午後5時まで	午後9時まで	午後5時まで	午後9時まで	午後9時まで
会議室		450	570	700	1,020	1,270	1,720
レクリエーション室		930	1,040	1,170	1,970	2,210	3,140
和室(1)		820	930	1,040	1,750	1,970	2,790
和室(2)		340	450	570	790	1,020	1,360
講堂兼 研修室	講堂として 使用する 場合	1,400	1,890	2,360	3,290	4,250	5,650
	研修室とし て使用す る場合	820	1,040	1,290	1,860	2,330	3,150
研修室(1)		340	450	570	790	1,020	1,360
研修室(2)		340	450	570	790	1,020	1,360
娯楽室		1,710 (570)	3,280 (820)	3,120 (1,040)			8,110

備考

- 1 この表において、括弧内の金額は、その使用区分の1時間を単位とする使用に適用するものとし、その使用料の額は、使用時間に当該金額を乗じて算定する。この場合において、使用時間が1時間未満であるとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、当該1時間未満の時間及び当該端数の時間を1時間として使用料を算定する。
- 2 娯楽室の正午から午後1時までの使用料は570円とし、午後5時から午後6時までの使用料は820円とする。
- 3 ガス及び冷暖房を使用する場合は、実費を徴収する。



▲レクリエーション室



▲会議室

下関市民センター 実費

区分	実費の額	
	冷房	暖房
会議室	100円	150円
レクリエーション室	210円	310円
和室(1)	100円	150円
和室(2)	100円	150円
講堂	210円	310円
講堂(研修)	210円	310円
娯楽室	100円	150円
研修室(1)	100円	150円
研修室(2)	100円	150円
児童・図書室	210円	310円

備考

- 1 この表中の金額は、1時間当たりの使用に係る実費の額であり、その使用時間に1時間未満の端数があるとき、又はその使用時間が1時間未満のときは、当該端数の時間及び当該1時間未満の時間は1時間とする。
- 2 ガスコンロを使用する場合、その使用時間が30分以上1時間までの場合は50円、それ以降30分毎に50円を徴収する。